

岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会個人情報保護条例施行規則

平成19年4月6日
公平委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施機関の例)

第2条 条例の施行については、岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則(平成19年規則第10号。第7条第2項、第8条及び第17条の規定を除く。)の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。